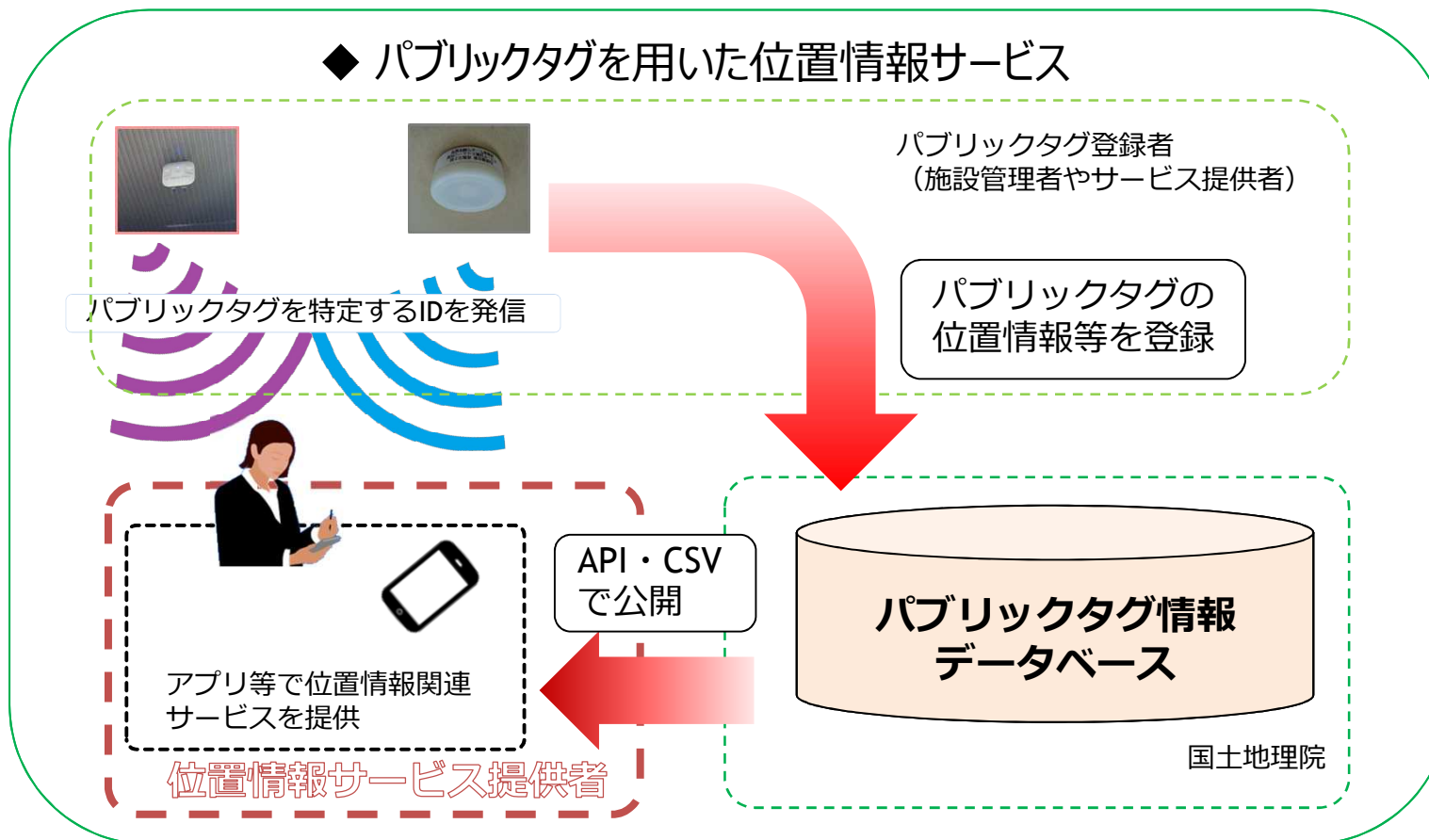


パブリックタグの検討

- 「位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報共有のための標準仕様(案)」策定の取り組み —

平成28年11月22日
国土地理院

パブリックタグとは、Wi-Fiやビーコン等の屋内測位に利用可能なデバイスのうち、**標準仕様(案)**に基づき位置情報や属性情報が標準化され、それらの情報を誰でも検索・取得・利用可能な状態にあり、そのキーとして場所情報コード (ucodeに準拠) を使用するもの。



平成27年度に「位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報共有のための標準仕様(案) Ver.0.1」を策定し、順次検討を進め、平成28年度末に「標準仕様Ver.1.0」を策定

位置情報基盤WG 進捗状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会						第1回委員会			第2回委員会				第3回委員会
3次元総プロ委員会								第1回委員会					第2回委員会
位置情報基盤WG	全体会議				第5回WG				第6回WG				第7回WG
	※実証実験 スケジュール				※国土情報課等との打合せを随時実施 ※実証実験参加者アンケート等								
	個別打合せ				関係機関との打合せを随時実施								
	目的・成果				標準仕様(案) Ver.0.5 策定				標準仕様(案) Ver.0.9 策定				標準仕様 Ver.1.0 策定
								パブリックタグ登録申請APIの開発					

※高精度測位社会プロジェクト屋内外シームレス測位サービス実証実験(国土政策局 国土情報課)に連携して取り組む

標準仕様 Ver.1.0 策定に向けた検討

パブリックタグの品質情報に関する検討

読みやすく・理解しやすく

水平・標高の設置位置の精度区分に「相対的精度の区分」を新設

区分(案)

水平位置測定精度(必須項目)

- 10: 絶対精度 ~ 30cm
- 20: 絶対精度 ~ 3m
- 30: 絶対精度 ~ 30m
- 90: 絶対精度 不明(もしくは低以下)
- 各区分+1: 相対精度 ~ 3cm
- 各区分+2: 相対精度 ~ 30cm
- 各区分+3: 相対精度 ~ 3m
- 各区分+4: 相対精度 ~ 30m

標高位置測定精度(任意項目)

- 10: 絶対精度 ~ 0.5m
- 30: 絶対精度 ~ 5m
- 90: 絶対精度 不明(もしくは低以下)
- 各区分+1: 相対精度 ~ 5cm
- 各区分+2: 相対精度 ~ 50cm
- 各区分+4: 相対精度 ~ 5m



ある空間内で、タグ同士の相対的な位置が正確でも、その空間の緯度・経度が明確でなければ、設置位置の精度区分は、不明になる

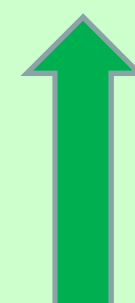
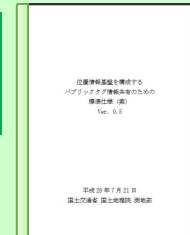
「位置情報基盤整備のためのガイドライン※」引用箇所を本文に挿入

パブリックタグ情報共有のための標準仕様案

- 位置の測定
 - ・測定の基準と測定精度
 - ・水平位置の測定
 - ・標高の測定

位置情報基盤整備のためのガイドライン※

※ 地物と位置情報を紐付ける場所情報コードの仕組み・管理等について規定



「タグの運用区分」を新設

- ・タグ設置者のタグの運用ポリシーで分類
- ・公開時は、利用者の視点で「可用性の指標」として公開

理解しやすい用語に置き換え

- ・位置情報点 → パブリックタグに統一
- ・地理空間情報による測定 → 地図による～ 等

パブリックタグ登録・設置の推進

登録・設置推進の取り組み内容

- 行政・民間との連携による普及促進の検討
 - ・国及び自治体との連携
バリアフリー、防災・危機管理、街づくり等の分野
 - ・民間における公共性の高い空間との連携
協調的な領域、フリーWi-Fiスポット等
- 高精度測位社会PJと連携
 - ・関係者へのパブリックタグ登録の説明
 - ・実証実験参加者へのアンケート等によるニーズの把握
 - ・標準仕様（案）の適用と課題の抽出
- 登録・利用促進の検討
 - ・登録に対するインセンティブの付与
活用事例の収集・整理等
 - ・間口を広めるための取り組み
登録申請APIの開発等
- 広報活動
 - ・デバイスを展開している施設管理者、サービス事業者等へパブリックタグを説明し、協力を依頼
 - ・技術報告会等でのポスター展示・チラシ配布

関連する施策

- ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ
 (H28.8.2 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議)
 GPSが使えない屋内・地下において位置特定ができるよう、公衆に開放して設置する「パブリックタグ」の登録・設置を推進する。
- 【オープンデータ2.0】官民一体となったデータ流通の促進
 (H28.5.20 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）決定)
 国及び地方公共団体におけるオープンデータの取組を進めるとともに、民間企業等におけるオープンデータの取組についても一定の範囲内で協力を依頼（競争領域ではなく、協調的な領域）

平成28年度の取り組み

